【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が手数料に係る措置を履行することについて明確にする。

なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

内規等により、日本にある個人情報取扱事業者が手数料に係る措置を履行することについて明確にする。

提供する個人データが外国にある第三者にとって「保有個人データ」に該当する場合、外国にある第三者等がとるべき措置の詳細については、通則ガイドライン３－５－７（手数料）を参照のこと。

３－２－18　個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第35条の趣旨に沿った措置）

法第35条

１　個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が法第35条に係る義務を履行することについて明確にする。

なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

内規等により、日本にある個人情報取扱事業者が法第35条に係る義務を履行することについて明確にする。

提供する個人データが外国にある第三者にとって「保有個人データ」に該当する場合、外国にある第三者等がとるべき措置の詳細については、通則ガイドライン３－６（個人情報の取扱いに関する苦情処理について）を参照のこと。

３－３　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第11条第２号関係）

「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。

これには、提供先の外国にある第三者が、ＡＰＥＣのＣＢＰＲシステムの認証を取得していることが該当する。

なお、個人データを提供する者がＣＢＰＲの認証を取得している場合については、本ガイドライン３－１（適切かつ合理的な方法（規則第11条第１号関係））を参照のこと。

【付録】

○衆議院内閣委員会における附帯決議（平成27年５月20日）

１～２　（略）

３　国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に裨益するものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

（以下省略）

○参議院内閣委員会における附帯決議（平成27年８月27日）

１～２　（略）

３　国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること。

（以下省略）

○個人情報保護委員会告示第八号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第五十一条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）を次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

平成二十八年十一月三十日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

（第三者提供時の確認・記録義務編）

目次

１　本ガイドラインの位置付け
２　確認・記録義務の適用対象
２－１　明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供
２－１－１　法第23条第１項各号に掲げる場合
２－１－２　法第23条第５項各号に掲げる場合
２－１－３　第三者が法第２条第５項各号に掲げる者である場合
２－２　解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供
２－２－１　提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合
２－２－１－１　「提供者」の考え方
２－２－１－２　「受領者」の考え方
２－２－１－３　「提供」行為の考え方
２－２－２　受領者に確認・記録義務が適用されない場合
２－２－２－１　法第26条の「個人データ」の該当性
２－２－２－２　「提供を受けるに際して」
３　確認義務（法第26条第１項・第２項、規則第15条関係）
３－１　確認方法（法第26条第１項、規則第15条関係）
３－１－１　第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（法第26条第１項第１号、規則第15条第１項関係）
３－１－２　第三者による個人データの取得の経緯（法第26条第１項第２号、規則第15条第２項関係）
３－１－３　法の遵守状況
３－２　既に確認を行った第三者に対する確認方法（規則第15条関係）